

## 行政処分の公表について

弊社の松ヶ枝営業所は、令和7年10月17日に長崎運輸支局より一般監査が行われ、以下の処分を受けました。

当該処分を厳粛に受け止め、再発防止に努めてまいります。

### 記

#### 1. 行政処分を受ける営業所

松ヶ枝営業所（所在地）長崎県長崎市松が枝町6番地6号

#### 2. 行政処分の内容

- ・輸送施設（事業用自動車）の使用停止 20日車
- ・文書警告

#### 3. 違反事実及び適用条項

- ・勤務時間等の基準の遵守違反があった。  
（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）
- ・乗務員等台帳の記載事項等に不備があった。  
（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）

#### 4. 行政処分を受けた日

令和8年3月6日

#### 5. 当該処分に基づき講じた改善策

- ・勤務時間等の基準（改善基準告示）の遵守徹底
- ・台帳管理及びチェック体制の強化

以上